（自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部改正）

第二条　自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令（平成十四年環境省・国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別記様式（第五条関係） （第１面） 第　　号 立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書 職　　名 氏　　名 生年月日　　年　　月　　日生 写真 年　　月　　日交付 年　　月　　日限り有効 発行者　　印 （第２面） この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。 法令の条項 ／ 該当の有無 （備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。 ２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。 ３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。 ４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。 ５　裏面には、参照条文を記載することができる。 ６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。	**別記様式**（第五条関係） 表 12センチメートル 第　　号 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第41条第５項の規定による身分証明書 職名及び氏名 写真 年　　月　　日生 年　　月　　日発行 年　　月　　日限り有効 地方運輸局長　　印 8センチメートル 裏 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法抜すい 第41条　都道府県知事は、第33条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、対象自動車を使用する事業者に対し、その使用する対象自動車の台数を報告させ、又はその職員に、対象自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ２　都道府県知事は、第34条及び第35条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ３　都道府県知事は、第36条第１項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、周辺地域内自動車を使用する事業者に対し、その使用する周辺地域内自動車の台数及び指定地区内における運行の状況に関し報告させ、又はその職員に、周辺地域内自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ４　都道府県知事は、第37条及び第39条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、周辺地域内事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、周辺地域内事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ５　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 ６　第１項から第４項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第43条　道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者に対する第33条から第35条まで、第36条第１項、第37条から第39条まで及び第41条第１項から第４項までの規定の適用については、第33条、第34条、第35条、第39条第２項及び第41条第１項から第４項までの規定中「都道府県知事」とあり、第33条中「当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事」とあり、第36条第１項及び第37条中「当該指定地区をその区域に含む都道府県の知事」とあり、並びに第38条及び第39条第１項中「指定地区をその区域に含む都道府県の知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第33条、第34条、第35条、第36条第１項各号列記以外の部分及び第37条中「主務省令」とあるのは「環境省令、国土交通省令」とする。 第50条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 七　第34条、第37条若しくは第41条第１項から第４項まで（これらの規定を第43条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第41条第１項から第４項まで（第43条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている身分証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。